

決議案第2号

百谷孝浩議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月12日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

松井康夫

笹井喜世子

上藪弘治

金銅宏親

笠原由美子

百谷孝浩議員に対する議員辞職勧告決議

百谷孝浩議員は、羽曳野市島泉に住民票を有し、本年9月の本市市議会議員一般選挙に立候補し当選を果たされた。しかし、その選挙戦の最中から現在に至るまで、市民から、百谷氏が羽曳野市では居住実態がないため、議員になる資格を有していないのではないかとの訴えがあり、本市議会として、その訴えの真相を究明し説明責任を果たすため、慎重に調査を進めてきた。

公職選挙法に規定された市議会議員選挙に立候補するための被選挙権の住所要件に、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」というものがある。今回の本市市議会議員一般選挙においては、選挙期日が本年9月10日、告示日が9月3日、告示日の前日の9月2日が基準日となり、この基準日の3箇月前である6月2日以前に本市の市域内に住所を有していなければならない。この住所の定義は、単に住民票を置くことで足りるのではなく、生活の拠点、本拠地を指すと最高裁判所の判例でも確認できる。

本市議会の調査において、任意で求めた居住実態に関する弁明に対して、百谷孝浩議員本人が自身の居住実態について自主的に弁明した内容によると、藤井寺市内の本人所有のマンションにおいて妻と子供二人が生活を続ける中、先ほど述べた住所要件を最低限満たす日の僅か4日前の本年5月29日に本人のみが住民票を羽曳野市島泉の賃貸マンションの一室（以下「借家」という。）に移し、政治活動や選挙活動で早朝から深夜にかけて借家を空けることがほとんどであったが、光熱水費を節約しつつ寝泊りは、この借家で行っていたというものであった。しかしながら、本人から提出された光熱水費の領収書等の資料は、電気、ガス、水道ともに極めて低い使用量が記載されており、特にガスの使用量においては、ガスコンロ、ガス湯沸かし器、ガス給湯器（風呂用）などが設置されている借家でありながら、5月31日から10月5日まで、使用量メーター値が同一で1カウントも上がっていない状況であった。

このことからすると、政治活動や選挙活動の拠点として、この借家が機能していたことを理解することができたとしても、本人が居住実態があったと主張する、基準日以前の3箇月と4日の期間に、生活の拠点が引き続き3箇月以上この借家にあったとは到底認められるものではなく、百谷孝浩議員は被選挙権を有していなかったと判断できる。

よって、百谷孝浩議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

平成29年12月12日

大阪府羽曳野市議会

百谷孝浩議員 あて